

東大和市母子家庭及び父子家庭自立支援給付金支給規則

(趣旨)

第1条 この規則は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条（法第31条の10において準用する場合を含む。）の規定に基づき支給する給付金（以下「自立支援給付金」という。）について、法、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号。以下「政令」という。）及び母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和39年厚生省令第32号。以下「省令」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(自立支援給付金の種類)

第2条 自立支援給付金の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第31条第1号に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金及び法第31条の10において読み替えて準用する法第31条第1号に規定する父子家庭自立支援教育訓練給付金（以下「訓練給付金」という。）
- (2) 法第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において読み替えて準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金（以下「訓練促進給付金」という。）
- (3) 政令第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び政令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金（以下「修了支援給付金」という。）

(対象者)

第3条 自立支援給付金の支給の対象者は、東大和市の区域内に住所を有する者であつて、次の各号に掲げる自立支援給付金の種類に応じて当該各号に定めるものとする。

- (1) 訓練給付金 政令第27条第1項（政令第31条の9第2項において準用する場合を含む。）に規定する受給資格者であつて、次に掲げる要件に該当するもの
 - ア 省令第6条の7第1項（省令第6条の17の7において準用する場合を含む。）の規定により市長が指定した講座を修了していること。
 - イ 過去に訓練給付金又はこれと趣旨を同じくする給付金の支給を受けていないこと。
- (2) 訓練促進給付金 政令第28条第1項（政令第31条の9第2項において準用する場合を含む。）に規定する受給資格者であつて、次に掲げる要件に該当するもの
 - ア 現に養成機関に在籍し、2年以上の学習課程を受けていること。ただし、通信教育による学習課程については、原則として対象としない。

イ 過去に訓練促進給付金又はこれと趣旨を同じくする給付金の支給を受けていないこと。

(3) 修了支援給付金 政令第29条第2項（政令第31条の9第2項において準用する場合を含む。）に規定する受給資格者であって、過去に修了支援給付金又はこれと趣旨を同じくする給付金の支給を受けていないもの

(事前相談による実情の把握)

第4条 市長は、母子家庭の母又は父子家庭の父が自立支援給付金の支給を受けようとする場合は、事前相談により、次に掲げる事項について聴取し、その実情について十分に把握するものとする。

(1) 職業経験

(2) 技能及び取得資格

(3) 希望職種

(4) 生活状況

(5) 資格取得への意欲

(6) 前各号に掲げるもののほか、自立支援給付金の支給の必要性について必要な事項

(訓練給付金の支給対象講座)

第5条 省令第6条の5（省令第6条の17の7において準用する場合を含む。）の規定により市長が行う教育訓練の指定は、次に掲げる講座のうちから行うものとする。

(1) 雇用保険法第60条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の講座のうち、就業に結びつく可能性の高いもの

(2) 前号に掲げるもののほか、就業に結びつく可能性の高い講座として市長が認める講座

(訓練給付金の支給対象講座の指定)

第6条 省令第6条の6第1項（省令第6条の17の7において準用する場合を含む。）の規定による指定の申請は、東大和市訓練給付金対象講座指定申請書（第1号様式）に指定を受けようとする講座の内容を明らかにできる書類を添付して行うものとする。

2 省令第6条の7第2項（省令第6条の17の7において準用する場合を含む。）の規定による通知は、東大和市訓練給付金対象講座指定通知書（第2号様式）により行うものとする。

(訓練促進給付金の支給対象資格)

第7条 省令第6条の9の2（省令第6条の17の7において準用する場合を含む。）の規定により市長が定める資格は、次に掲げるとおりとする。

(1) 看護師

- (2) 介護福祉士
- (3) 保育士
- (4) 理学療法士
- (5) 作業療法士
- (6) 理容師
- (7) 美容師
- (8) 前各号に掲げるもののほか、就業に結びつく可能性の高い資格として市長が認める資格

(自立支援給付金の支給申請等)

第8条 省令第6条の8第1項、第6条の10第1項及び第6条の16第1項（省令第6条の17の7において準用する場合を含む。）の規定による支給の申請は、東大和市自立支援給付金支給申請書（第3号様式）により行うものとする。

2 市長は、省令第6条の9第1項、第6条の11第1項及び第6条の17第1項（省令第6条の17の7において準用する場合を含む。）の規定による決定をしようとするときは、第12条第1項に規定する東大和市母子家庭及び父子家庭自立支援給付審査委員会の審査を経て行うものとする。

3 省令第6条の9第2項、第6条の11第2項及び第6条の17第2項（省令第6条の17の7において準用する場合を含む。）の規定による通知は、東大和市自立支援給付金支給決定通知書（第4号様式）により行うものとする。

(自立支援給付金の請求)

第9条 前条第3項に規定する通知を受けた者は、当該自立支援給付金を速やかに（訓練促進給付金については、毎月速やかに）、東大和市自立支援給付金請求書（第5号様式）により、市長に請求しなければならない。

(受給資格の喪失等の届出)

第10条 省令第6条の13（省令第6条の17の7において準用する場合を含む。）の規定による届出は、東大和市訓練促進給付金受給資格異動・喪失届出書（第6号様式）により行うものとする。

2 前項に規定する届出書を提出しようとする者は、当該届出書に、届出事由を証明する書類を添付しなければならない。ただし、当該書類の提出により証明すべき事項について、市長が公簿等により確認することに同意した場合は、当該書類（市長が公簿等により確認することができる事項に係るものに限る。）の添付を省略することができる。

(支給の取消し等)

第11条 市長は、訓練促進給付金の支給決定を受けた者（以下この条において「訓練促進給付金受給者」という。）が支給要件に該当しなくなったと認めるときは、

省令第6条の15第1項（省令第6条の17の7において準用する場合を含む。）の規定により訓練促進給付金の支給の取消決定をするものとし、訓練促進給付金受給者の世帯の課税状況の変化により訓練促進給付金の支給額を変更する必要があると認めるときは、支給額の変更決定をするものとする。

- 2 市長は、前項の規定による決定をしようとするときは、次条第1項に規定する東大和市母子家庭及び父子家庭自立支援給付審査委員会の審査を経て行うものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による決定をしたときは、東大和市訓練促進給付金支給取消・支給額変更決定通知書（第7号様式）により当該訓練促進給付金受給者に通知するものとする。

（審査委員会）

第12条 市長は、第8条第2項及び前条第2項の規定による審査を行わせるため、東大和市母子家庭及び父子家庭自立支援給付審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

- 2 審査委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を市長に報告する。
 - (1) 自立支援給付金の支給申請をした対象者の支給要件の有無
 - (2) 訓練促進給付金の支給の取消し又は支給額の変更の要否
 - (3) 前2号に掲げるもののほか自立支援給付金の支給について市長が必要と認める事項
- 3 審査委員会は、次に掲げる職にある職員をもって組織する。
 - (1) 子育て支援課長
 - (2) 子育て支援課手当・助成係長
 - (3) 子育て支援課ひとり親・女性相談係長
 - (4) ひとり親・女性相談員（法第8条第2項に規定する母子・父子自立支援員の職務を行う者をいう。）
- 4 審査委員会の会長は、子育て支援課長をもって充てる。
- 5 前各項に定めるもののほか、審査委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に訓練促進給付金に相当する給付金の支給の決定を受けて

いる者は、施行日に訓練促進給付金の支給の決定を受けた者とみなす。

- 3 前項の規定により訓練促進給付金の支給の決定を受けた者とみなされた者に係る当該支給の期間（以下「給付金支給期間」という。）については、同項に規定する訓練促進給付金に相当する給付金の支給期間を給付金支給期間に算入する。